

(別紙)「宝塚市障害者差別解消に関する条例(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

* パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	条	該当箇所	修正前	修正後	修正理由
1	2	(4) 障害を理由とする不当な差別的取扱い 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に条件をつけることその他の不利益な取扱いをいう。	(4) 障害を理由とする不当な差別的取扱い 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に条件をつけることその他の不利益な取扱いをいう。	(4) 障害を理由とする不当な差別的取扱い 客観的にやむを得ないと認められる特別な事情なく、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に条件をつけることその他の不利益な取扱いをいう。	「正当な理由」と「やむを得ない」は、同様の意味合いが強く、どちらか一方でも特別な事情となるので、「正当かつ」は削除します。「事情なしに」は「事情なく」に文言を整理します。
2	2	(7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（障害者差別解消法第2条第3号に規定する行政機関等を除く。）をいう。	(7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（障害者差別解消法第2条第3号に規定する行政機関等を除く。）をいう。	(7) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（行政機関等を除く。）をいう。	(6) 行政機関等で説明済みであるため、「障害者差別解消法第2条第3号に規定する」を削除します。
3	3	(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保すること。	(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保すること。	(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。	「全ての障害者は」に対し「機会を確保すること」では、主語と述語の関係がおかしくなるため、「機会が確保されること」に文言を整理します。
4	3	(5) 合理的配慮の提供は、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に行われる必要があること。	(5) 合理的配慮の提供は、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に行われる必要があること。	(5) 合理的配慮の提供は、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害者が現に置かれている状況を踏まえ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含め、合理的な範囲で、柔軟に行われる必要があること。	本規定中「当該障害者」の前に、「当該」で受けるべき「障害者」という文言がないため、「当該」を削除します。また、第2条の定義規定において「合理的配慮の提供」は、「必要かつ適切な変更」であるとしているため、内容の重複を避け、「必要かつ」の文言を削除します。
5	7	(市民及び事業者への啓発) 第7条 市は、障害及び障害者に対する知識及び理解を市民及び事業者に求め、市民及び事業者が障害を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、その普及啓発を行うものとする。	(市民及び事業者への啓発) 第7条 市は、障害及び障害者に対する知識及び理解を市民及び事業者に求め、市民及び事業者が障害を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、その普及啓発を行うものとする。	(市民及び事業者への啓発) 第7条 市は、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めることを市民及び事業者に求め、市民及び事業者が障害を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、その普及啓発を行うものとする。	文言の整理のため。知識及び理解は求めるものではなくを深めるものであるため、文言を整理します。

No.	条	該当箇所	修正前	修正後	修正理由
6	10	第10条 障害者、その家族又は支援者は、障害を理由とする差別を受けたと思料する事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業におけるものに限る。以下「差別事案」という。）に関して、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。	第10条 障害者、その家族又は支援者は、障害を理由とする差別を受けたと思われる思料する事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業におけるものに限る。以下「差別事案」という。）に関して、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。	第10条 障害者、その家族又は支援者は、障害を理由とする差別を受けたと思われる事案（行政機関等又は事業者が市内で行う事業におけるものに限る。以下「差別事案」という。）に関して、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。	「思料する」を「思われる」に文言を整理します。
7	10	2 前項の障害者の家族及び支援者は、申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められる場合、申立てをすることができない。	2 前項の障害者の家族及び支援者は、申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められる場合、申立てをすることができない。	2 前項の障害者の家族及び支援者は、申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるとき、申立てをすることができない。	「場合」を「とき」に文言を整理します。
8	10	3 第1項の申立ては、前条第1項の規定による相談を経た後でなければ、これを行うことができない。ただし、合理的理由がある場合は、この限りでない。	3 第1項の申立ては、前条第1項の規定による相談を経た後でなければ、これを行うことができない。ただし、合理的理由がある場合は、この限りでない。	3 第1項の申立ては、前条第1項の規定による相談を経た後でなければ、これを行うことができない。ただし、 <u>正当な理由</u> があるときは、この限りでない。	第10条から第13条まで「正当な理由に」に文言を整理します。
9	10	4 差別事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申立てをすることができない。 (1) 行政庁の行った処分 の 取消し又は変更を求めるとき。 (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。	4 差別事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申立てをすることができない。 (1) 行政庁の行った処分 の 取消し又は変更を求めるとき。 (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。	4 差別事案が次の各号のいずれかに <u>該当</u> するときは、第1項の申立てをすることができない。 (1) 行政庁の行った処分 の 取消し又は変更を求めるとき。 (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある <u>とき</u> を除く。）。	「場合」を「とき」に文言を整理します。
10	13	(勧告及び公表) 第13条 調整委員会は、障害を理由とする差別をしたとされる者が、正当な理由がある場合を除き、前条のあっせんを受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することを市長に求めることができる。	(勧告及び公表) 第13条 調整委員会は、障害を理由とする差別をしたとされる者が、 <u>正当な理由がある場合を除き</u> 、前条のあっせんを受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することを市長に求めることができる。	(勧告及び公表) 第13条 調整委員会は、障害を理由とする差別をしたとされる者が、 <u>正当な理由があるときを除き</u> 、前条のあっせんを受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することを市長に求めることができる。	「場合」を「とき」に文言を整理します。

No.	条	該当箇所	修正前	修正後	修正理由
11	13	4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、 <u>正当な理由がなく</u> 、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、 <u>正当な理由なく</u> 当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	文言を整理します。
12	14	4 この条例に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営について必要な事項は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の定めるところによる。	4 この条例に定めるもののほか、調整委員会の組織及び <u>運営</u> について必要な事項は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の定めるところによる。	4 この条例に定めるもののほか、調整委員会の組織及び <u>運営</u> に関し必要な事項は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の定めるところによる。	「ついて」を「関し」に文言を整理します。
13	15	(施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び第18条の規定は、平成29年7月1日から施行する。	(施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び第18条の規定は、平成29年7月1日から施行する。	(施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び第18条 <u>並びに附則第4項</u> の規定は、平成29年7月1日から施行する。	「並びに附則第4項」の文言を追加します。